

公募公告

敦賀高等学校における(新)制服の選定に係る企画提案を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

福井県立敦賀高等学校

PTA会長 吉本 與史一

校長 山本 泰弘

1 企画提案の提出を求める事項

(1) 企画提案の提出を求める物品（以下「公告物品」）の名称

敦賀高等学校における(新)制服

(2) 公告物品の内容

敦賀高等学校における(新)制服

なお、詳細については「敦賀高等学校における(新)制服に係る企画提案募集要領（以下、募集要領）」および「敦賀高等学校（新)制服仕様書」を参照すること。

2 企画提案に参加する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- ② 福井県内に主たる事業所を有する者であること
- ③ 福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- ⑤ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- ⑥ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑧ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- ⑨ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して

処罰等を受けていないこと

- ⑩ 福井県立敦賀高等学校から訴えを提起されていないこと
- ⑪ その他、福井県立敦賀高等学校との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により参加申込書を提出すること。

- ① 提出期限 令和5年10月10日(火) 17時(必着)
- ② 提出方法 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時から17時までに持参すること。
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- ③ 提出先 「9 問合せ・提出先」に同じ。
- ④ 提出書類 募集要領を参照すること。
- ⑤ 提出部数 1部
- ⑥ その他 募集要領を参照すること。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和5年10月13日(金)までに通知する。

3 募集要領等の交付

公告物品に関する募集要領等については、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間 令和5年9月22日(金)から令和5年10月10日(火)まで
- (2) 交付方法 敦賀高等学校のホームページに掲載されたデータを、交付を希望する者がダウンロードすることにより行う。
URL <https://www.tonkou.ed.jp/archives/9504/>
- (3) 交付資料
 - ① 敦賀高等学校における(新)制服の選定に係る企画提案募集要領
 - ② 敦賀高等学校(新)制服仕様書
 - ③ 指定物品(制服)の販売に関する契約書(案)

4 質問および回答

本公募に関する質問は、次の期限までに質問票(様式4)により福井県立敦賀高等学校あて電子メールにて提出する。

- (1) 受付期限 令和5年9月29日(金) 17時まで
- (2) 回答方法 令和5年10月5日(木)までに電子メールにより参加者全員に通知する。
ただし、審査に影響しない軽微な質問については、口頭により質問者のみに回答する場合がある。

5 企画提案の提出

- (1) 提出期間 令和5年11月2日(木)から令和5年11月7日(火) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時から17時の間に持参すること。
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- (3) 提出先 「9 問合せ・提出先」に同じ。

(4) 提出物

- ①企画提案書 A4判横長用紙、横書き、両面、左綴じ（正本1部、副本15部）
- ②提案サンプル 2プランまで（1プランにつきマネキン2体まで）
- ③その他 詳細については、企画提案募集要領のとおり。
提出後における提出物の追加および変更は認めない。

6 最優秀提案者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案については、敦賀高等学校が設置する「(新) 制服の物品選定委員会（以下「委員会」という。）」において審査する。委員会は、令和5年11月中旬に実施する。

(2) 審査方法

委員会において、企画提案を提出した者（以下、「提案者」という。）が提出物に基づきプレゼンテーションを行い、これらの内容を基に公正に審査した上で、最優秀提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、提案者全員に書面にて通知する。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

最優秀提案者とその企画提案の内容等をもとに、本業務の履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合、福井県立敦賀高等学校PTAは物品販売に関する契約を締結する。また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により本業務の履行が確実にない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、製造・販売が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 その他

- (1) この公告に掲げるもののほか、この企画提案に関する必要な事項は、企画提案募集要領等の定めによる。
- (2) 企画提案（提出物の作成、製作およびプレゼンテーション等）に要する費用については、すべて提案者が負担するものとする。

9 問合せ・提出先

〒914-0807 敦賀市松葉町2番1号 福井県立敦賀高等学校 担当 西岡、松沢
電話 0770-25-1521 FAX 0770-25-5529
電子メール tonko@pref.fukui.lg.jp（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）